

飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会高校部会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会(以下「協議会」という。)設置要綱第8条第1項の規定に基づき高校部会(以下「部会」という。)を設置し、部会の組織・運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 部会は、協議会設置要綱の目的を達成するため、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 飯南高等学校のグランドデザイン策定
- (2) 地域連携に関する仕組みづくり
- (3) 積極的な情報発信
- (4) その他、目的を達成するために必要なこと

(会員)

第3条 会員は飯南高等学校長(以下「校長」という。)が必要と認める者とする。

(役員)

第4条 部会に部会長を置き、校長を部会長とする。

(会議)

第5条 部会の会議は、部会長が招集し、コンソーシアム運営マネージャーが会議の進行を行う。

(協議結果の取扱い)

第6条 部会において協議が整った事項について、協議会に上程し、承認を得た事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第7条 部会の事務局は、飯南高等学校に置く。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか必要な事項については、校長が協議会に諮って定める。

附 則

この訓令は、令和2年8月3日から施行する。